

-----  
種別 : 個人  
法人名 : いぶき総合会計事務所  
役職 : 代表税理士  
氏名 : 西守 正希  
-----

質問 1～質問 4

【コメント】

権利確定条件付き有償新株予約権は、第三者評価機関の公正価値評価に基づき、公正価値相当額の金銭の実際的な払込みに対して新株予約権を付与する取引であるため、

報酬性がないと考え、この提案に同意しない。

【理由】

1. ASBJ も会議の中で公正価値として認めているのであるから、公正価値としての対価を支払っているのであれば、報酬性はないと考える。あくまで公正価値かどうかで判断すべきであり、公正価値でないとするれば、あるべき公正価値との差額を報酬とすべきと考える。
- 2 公正価値での有償発行の取引であるために、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成 28 年 5 月 20 日公表)には「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、また税務も権利行使時の給与等課税事由が生じないとしているにも関わらず、これらの判断を無視して会計処理が先行する理由が理解できない。
- 3.特に未公開企業の場合、資本政策の手段としても活用されており、その活用も制限されることになるため、ベンチャー企業の育成の阻害要因ともなる。